## 調整担当者研修

ねらい	児童福祉法第25条の2第6項及び第整機関に置かれた調整担当者(以下「調遂行していくにあたり必要な知識、技能家庭福祉行政を担う職員の専門性の向」令に基づき実施する。 研修到達目標及びカリキュラム等に基づく。	調整担当者」と 等を習得し、特 上を図るため、	いう。)として業務を 特別区における子ども 児童福祉法等関係法
申込条件	(1)調整担当者として職務を行う職員で、児童福祉司任用前講習会を修了した者 (2)(1)の他、子ども家庭福祉行政に携わる職員 ※児童相談所設置区以外の方も受講できますが、法律で義務付けられた 研修を受講したことを証明する修了証は交付されません。 【需要数36名】		
日 数	2日間		
研修内容	厚生労働省が示す基準に基づく。		
日 程 研修 I D 通知期限	日程 2月中旬	研修 I D 2290500	通知期限 1月中旬